

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律

(平成一七年六月一七日法律第五八号)

一、提案理由(平成一七年四月七日・参議院法務委員会)

国務大臣(南野知恵子君) 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

現行の船舶の所有者等の責任の制限に関する法律は、昭和五十年に海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約に準拠して制定され、その後、昭和五十七年にこの条約を改正する千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約の締結に伴い改正されたものでありますが、この千九百七十六年条約は、成立後既に三十年近くが経過し、その間のインフレーションの進行等により、現在の社会経済の実態にそぐわなくなる等の問題が生じております。そのため、国際的にも、船舶の所有者等の責任の限度額を引き上げるとともに、旅客の損害についての責任の制限に関し、その撤廃を含め当該議定書が規定する責任限度額以上の限度額を締結国の国内法において定めることを認めること等を内容とする千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書が成立し、昨年五月十三日に発効しており、既に英、独等の主要海運国がこの議定書を締結しております。

そこで、政府におきましては、千九百九十六年議定書を締結するため、今国会にその承認方を求めているところであります。

この法律案は、千九百九十六年議定書の締結に伴い、船舶の所有者等の責任の制限に関して所要の規定を整備する必要がありますので、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正しようとするものであります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一に、人又は物の損害に関する債権についての責任の制限の場合における責任限度額をおおむね二倍から三倍に引き上げることとしております。

第二に、旅客の損害に関する債権についての責任の制限を撤廃することとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

二、参議院法務委員長報告(平成一七年四月一三日)

渡辺孝男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結に伴い、船舶の所有者等の責任の制限に関し、責任の限度額の引上げ、旅客の損害に関する債権についての責任の制限の撤廃その他所要の規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、船主側及び被害者側から見た新たな責任限度額の妥当性、人的損害債権の取扱いの在り方、責任限度額と船主責任保険との関係、今後の船主責任制限制度の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院法務委員長報告（平成一七年六月一日）

塩崎恭久君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結に伴い、船舶の所有者等の責任の制限に関し、責任限度額の引き上げ、旅客の人身損害に関する責任の制限の撤廃など所要の規定の整備をしようとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、五月十七日本委員会に付託され、同日南野法務大臣から提案理由の説明を聴取し、六月三日、七日質疑を行い、八日質疑を終局し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。